柏市議会令和８年第３回定例会会議録（第８日）

○

令和８年９月２８日（月）午後１時２分開議

議事日程第８号

日程第１　議案（第１号～第２５号、第３７号～第３９号、第４２号）
日程第２　請願
日程第３　議案（第４３号～第５２号）
日程第４　議員提出議案（第１号、第２号）
日程第５　千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第６　休会に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（３４名）

１番　矢澤英雄君	２番　田口康博君
３番　福元　愛君	４番　若狭朋広君
５番　内田博紀君	６番　永山智仁君
７番　上橋しほと君	８番　北村和之君
９番　小川百合子君	１０番　村越　誠君
１１番　渡邉晋宏君	１２番　桜田慎太郎君
１３番　平野光一君	１４番　武藤美津江君
１５番　佐藤　浩君	１６番　林　紗絵子君
１８番　渡辺裕二君	１９番　伊藤　誠君
２０番　小松幸子君	２１番　塚本竜太郎君
２２番　阿比留義顯君	２３番　円谷憲人君
２４番　後藤浩一郎君	２５番　末永康文君
２６番　渡部和子君	２７番　山田一一君
２８番　松本寛道君	２９番　岡田智佳君
３０番　中島　俊君	３１番　林　伸司君
３３番　田中　晋君	３４番　助川忠弘君
３５番　古川隆史君	３６番　坂巻重男君

欠席議員

なし

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長　太田和美君　　副市長　染谷康則君

副市長	山田大輔君	上下水道事業管理者	飯田晃一君
危機管理部長	熊井輝夫君	総務部長	鈴木実君
企画部長	小島利夫君	財政部長	恒岡厚志君
広報部長	吉田みどり君	広報部理事	宮本等君
市民生活部長	永塚洋一君	健康医療部長	小倉孝之君
健康医療部理事	真田理江君	健康医療部理事	岡村秀明君
福祉部長	矢部裕美子君	こども部長	依田森一君
環境部長	稲荷田修一君	経済産業部長	松澤元君
都市部長	坂齊豊君	都市部理事	平久和則君
土木部長	内田勝範君	消防局長	本田鉄二君
会計管理者	田口大君	上下水道局理事	後藤義明君

〔教育委員会〕

教育長	田牧徹君	教育総務部長	中村泰幸君
生涯学習部長	宮本さなえ君	学校教育部長	平野秀樹君

〔選挙管理委員会〕

事務局長	山岡康宏君

〔農業委員会〕

事務局長	関野昌幸君

〔監査委員〕

代表監査委員	中山浩二君	事務局長	渡会美保君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	渡邊浩司君	次長兼議事課長	石田清君
議事課課長補佐	藤井淳君	議事課係長	坂田智文君
議事課主任	野方彩加君	議事課主任	小川熙君
議事課主事	和田美優君		

○

午後　１時　２分開議

○議長（坂巻重男君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君）　日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第１、議案第１号から第25号、第37号から第39号、第42号**の29議案を議題といたします。

議案第１号から第６号、第16号、第18号から第20号、第37号、第39号、第42号について、総務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。林総務市民委員長。

〔総務市民委員会委員長　林　伸司君登壇〕

○総務市民委員会委員長（林　伸司君）　総務市民委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第37号、令和８年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第42号、令和８年度柏市一般会計補正予算についての２議案を一括して議題といたしました。議案第37号について、委員から、施設予約システム運営事業について現在のシステムは使いづらいとの市民の声があるが、そのような声を反映した仕様になっているのかとの質疑があり、当局から、令和５年にアンケート調査を行った結果、画面の設計や操作性に要望があったため、できるだけ次期システムに改善反映していくよう進めていくとの答弁がありました。

議案第42号について、委員から、予備費の増額についてさらに追加で補正予算を計上する可能性はあるのかとの質疑があり、当局から、公共施設で発生している雨漏り等の修繕費については現時点では正確な積算ができておらず、過去の経験から単価や箇所数を見込んだ概算で計上しているため、実際の修繕に想定以上の費用がかかったような場合には改めて補正予算議案を提出する可能性があるとの答弁がありました。また、委員から、予備費については議会によるチェックが行き届きにくくなる。透明性の確保のためにも事業担当課において予算化すべきだったと考えるが、市としてどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、全体の予算規模や支出項目を完全に見込むことが難しい状況であったため、今回はまとめて全額を予備費に計上する方法を選択したとの答弁がありました。

採決の結果、議案第42号は全会一致で、議案第37号、当委員会所管分は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１号、柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３号、柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４号、柏市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５号、柏市アミュゼ柏条例の一部を改正する条例の制定について、議案第６号、柏市特殊詐欺被害防止等条例の一部を改正する条例の制定についての６議案を一括して議題といたしました。議案第１号について、委員から、本年１月に閣議決定された外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策における在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化について今後本市にどのような対応が求められるのかとの質疑があり、当局から、一体化は現時点では任意であり、国から一体化を強制する方針は示されていないとの答弁がありました。また、委員から、法改正の施行期日が令和８年６月14日であり、６月議会で条例改正している自治体もあるが、１定例会分の議決が遅れることによって不利益を受けた人がいるのかとの質疑があり、当局から、該当者は令和８年６月14日以降２名にとどまり、条例改正前でも一体化したカードを使ったコンビニ交付自体は可能である。今回の議案は、現行の条例に特定在留カード及び特定特別永住者証明書の記載がなく、マイナンバーカードのみの記載となっていることから、法改正に伴い所要の改正を行うものであるとの答弁がありました。

議案第２号について、委員から、本市におけるスクールロイヤーの活動状況はどうかとの質疑があり、当局から、弁護士３名をスクールロイヤーとして委嘱し、学校の事故やトラブルについて法的な視点から指導や助言を行っているとの答弁がありました。

議案第４号及び第５号について、委員から、施設の連続使用を認めることで市内の学校や市民団体等が１日から２日程度の短期間の利用を希望しても予約が取れにくくなることが想定されるのではないかとの質疑があり、当局から、抽せん予約は１年前から申込みできるようになっており、市の事業等はそれよりも前に調整しながら必要な予約を入れることが可能であると

の答弁がありました。

議案第６号について、委員から、本市は市区町村として全国で初めて特殊詐欺被害防止等に関する条例を制定したとされているが、現在同様の条例を制定している自治体がどの程度あるのかとの質疑があり、当局から、本市を除いて全国で12自治体が制定しているとの答弁がありました。また、委員から、本市でも特殊詐欺へ様々な対策を行っているが、その被害件数や被害額は減っていないと感じる。本事業に関わる広報や啓発に関する予算は増えているのかとの質疑があり、当局から、広報や啓発について特別に予算措置は行っていないが、これまで高齢者を対象とした電話録音機器や録音機能付電話機への補助を実施してきた。近年は、犯罪手口の複雑化や被害者の全世代化、スマートフォンを介した被害の増加を踏まえ、警察庁の方針に沿って特殊詐欺等への電話を自動でロックするスマートフォンアプリを中心とした啓発へ方向転換しているとの答弁がありました。

議案第３号については質疑はなく、採決の結果、議案第２号から第６号は全会一致で、議案第１号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、工事の請負契約の締結について（増尾近隣センターリフォーム工事（建築工事））、議案第18号、財産の取得について（災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型）、議案第19号、財産の取得について（高規格救急自動車）、議案第20号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）、議案第39号、訴えの提起についての５議案を一括して議題といたしました。議案第16号について、委員から、工事期間中の代替施設について市として近隣の施設を紹介すべきと考えるが、どうかとの質疑があり、当局から、周辺の町会、自治会が所有するふるさと会館やふるさとセンターについてはホームページで案内しているが、具体的な利用方法は各町会への確認が必要であるため、今後の対応について検討していきたいとの答弁がありました。

議案第18号から20号について、委員から、現有車の処分方法について基準はあるのかとの質疑があり、当局から、車両の処分方法は車種によって異なるため統一したルールや要領は定めていない。今回の化学消防自動車は、消防ポンプ車としての機能を有するため非常用消防車両としての活用も検討しているが、不用となった車両は解体処分を前提とした競り売りを行うことが多いとの答弁がありました。

議案第20号について、委員から、今回の更新でＮＢＣ災害発生時の除染設備を積載予定とのことだが、現在の体制はどうかとの質疑があり、当局から、現在も同じように除染シャワーや化学防護服等の設備を保有しており、車両と併せて設備の更新を行う予定であるとの答弁がありました。

議案第39号について、委員から、コロナ禍で緊急事態宣言や濃厚接触を避けるため、書面による通知受領が中心となっていた状況を踏まえ、市として法人との意思疎通が円滑に行われていたと認識しているのかとの質疑があり、当局から、コロナ禍で市職員の出勤が難しい状況の中で対応が不足している部分があった可能性もあるが、市として可能な限り対応してきたと認識しているとの答弁がありました。また、委員から、福祉作業所は小規模な法人も多く、経営体力が弱いため､数千万円規模の請求を受ければ廃業せざるを得ないと考える可能性もあるが、今回の進め方は適切だったのかとの質疑があり、当局から、請求額が大きいため、判決後、法人と支払い可能な額も含めて話し合いながら進めていきたいとの答弁がありました。また、委員から、裁判の終結後、法人が本市に対して返還金を支払うこととなった場合、施設の利用者

を維持しながら法人が再建を図る道は閉ざされていないかとの質疑があり、当局から、市としては事業の継続をしてもらいながら債権を回収することが理想だと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第16号、第18号から第20号は全会一致で、議案第39号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　議案第37号、第38号について、健康福祉委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。佐藤健康福祉委員長。

〔健康福祉委員会委員長　佐藤　浩君登壇〕

○健康福祉委員会委員長（佐藤　浩君）　健康福祉委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第37号、令和８年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第38号、令和８年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についての２議案を一括して議題といたしました。議案第37号について、委員から、物価高騰対策支援補助金について介護事業所及び障害福祉事業所のそれぞれ補助対象となる施設の範囲、具体的な施設というのは何かとの質疑があり、当局から、介護保険サービス事業については介護保険サービス提供事業所及び老人福祉法で定める老人福祉施設が対象であり、補助額は特別養護老人ホームやグループホーム等の入所系が定員１人当たり１万円、デイサービス等の通所系が定員１人当たり3,000円、訪問介護等の訪問系が１か所当たり２万円、居宅介護支援事業等のその他については１か所当たり１万円となっている。障害福祉事業所については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスもしくは障害児通所支援サービス等の事業所が対象であり、補助額は障害者支援施設等の入所系が定員１人当たり１万円、生活介護等の通所系が定員１人当たり3,000円、訪問系が１か所当たり２万円、相談支援事業所等のその他が１か所当たり１万円となっているとの答弁がありました。また、委員から、施設予約システム運営事業についてラコルタ柏等への公共施設予約システムの導入により市内の各施設が一括統一してシステム運用される理解でよろしいかとの質疑があり、当局から、公共施設予約システムで一括管理されることとなり、ラコルタ柏においても２階の部分については同システムを導入して運用するとの答弁がありました。また、委員から、公的介護施設等整備補助金は全施設が対象なのか、またその内訳や工事内容はどうかとの質疑があり、当局から、全施設対象ではなく、今回は手を挙げた特別養護老人ホーム２施設、グループホーム１施設、看護小規模多機能居宅介護の１施設の計４施設が対象である。工事内容は、空調、ＬＥＤ照明改修が２施設、非常用自家発電装置の施設が２施設となっているとの答弁がありました。また、委員から、難聴高齢者補聴器購入費補助金について補助要件を確認したいとの質疑があり、当局から、本市に住民登録がある65歳以上の在宅者であること、本人及び家族が非課税であること、手帳を所持していないこと、医師が認めていること、検証に同意していることの５つの要件を定める方向で検討しているとの答弁がありました。また、委員から、難聴高齢者補聴器購入費補助について予算計上根拠は何かとの質疑があり、当局から、補助金270万円、周知用チラシ印刷費４万9,500円、効果検証アンケート送信用郵送料２万

8,000円、台帳システム改修費88万円等の合計で補正額を見込んでいるとの答弁がありました。また、委員から、老人福祉センターの管理事業について柏寿荘、かたくりの里、いこい荘の３施設を一括して委託するのかとの質疑があり、当局から、令和８年度は柏寿荘の改修工事に伴い南部老人福祉センターと老人福祉センターの２施設を１年間のみ委託したが、令和９年度以降は３施設を一括して委託管理する考えであるとの答弁がありました。また、委員から、柏寿荘改修工事事業について物価高騰に対応する措置とはどういうことかとの質疑があり、当局から、公共工事の契約には物価高騰など予期できない特別な事情が生じた場合に請負代金の変更を請求できるインフレスライド条項があり、今回は受注者から物価上昇を理由に適用を求める協議があったため必要額を補正予算として計上したものであるとの答弁がありました。

議案第38号については質疑なく、採決の結果、議案第37号、当委員会所管分及び第38号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　議案第７号から第14号、第17号、第21号から第23号、第25号、第37号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

〔教育子供委員会委員長　小松幸子君登壇〕

○教育子供委員会委員長（小松幸子君）　教育子供委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第37号、令和８年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、市立柏高等学校における学習用タブレット端末の更新について市立小中学校で使用する端末よりも高額となっている理由は何かとの質疑があり、当局から、機種の違いが主な価格差の要因であり、今回の端末は処理能力の高いＣＰＵを搭載している。また、小中学校の端末は県の共同調達によるスケールメリットがある一方、今回は単独調達となるため調達方法の違いも価格差に影響しているとの答弁がありました。また、委員から、物価高騰対策支援補助金について物価高騰の影響を受けているのは事業者だけでなく、年収500万から600万円程度以下の中間層や若年層、飲食店などの事業者である。今回の事業者への給付は、利用者の負担軽減や地域経済の活性化に直接つながるものではなく、物価対策として疑問がある。国から交付される約１億3,000万円の使途に困る中で福祉施設への給付案が出されたとも聞いているが、実施するのであれば保育所や介護施設の利用者個人にクーポン券を配付し、スーパーや商店街、飲食店などで利用できるようにするなど市民への直接的な物価対策とすべきである。以上の理由から、今回の事業者への給付には反対であるとの意見がありました。

採決の結果、議案第37号、当委員会所管分は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号、柏市児童福祉審議会条例の制定について、議案第８号、柏市児童相談所条例の制定について、議案第９号、柏市こども・若者相談センター条例の制定について、議案第10号、柏市地域子育て支援施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、柏市指定障害児入所施設等人員設備運営基準等条例の制定について、議案第13号、柏市一時保護

施設設備運営基準条例の制定について、議案第14号、柏市一時保護委託者登録等基準条例の制定についての８議案を一括して議題といたしました。議案第７号について、委員から、児童福祉審議会において公募の委員はいるのかとの質疑があり、当局から、会議内容に非公開または部分公開となる事項が含まれるほか、高い専門性が求められることから公募による委員の募集は予定していないとの答弁がありました。

議案第８号及び第９号について、委員から、児童相談所条例とこども・若者相談センター条例の施行日が２か月ずれている理由は何かとの質疑があり、当局から、（仮称）こども・若者相談センターという建物において児童相談所の運営を２月１日から先行して開始する予定である。一方、地域子育て支援拠点などの複合施設については、４月１日からの運用開始を見込んでいる。そのため、センター条例の施行日は４月１日としているとの答弁がありました。

議案第10号について、委員から、乳幼児の一時預かり事業を実施するに当たっての保育士の人員配置はとの質疑があり、当局から、子育て支援員研修を修了した者を２名以上配置する必要があり、そのうち１名は保育士資格を有する者となっているとの答弁がありました。

議案第13号及び第14号について、委員から、市の一時保護施設では夜間職員２人以上の配置が原則とされている一方、委託した一時保護施設では１人以上の配置となっている。この配置基準の差によって児童の安全確保や緊急時の対応に問題が生じることはないのかとの質疑があり、当局から、委託による一時保護施設では多人数の児童を受け入れることは想定しておらず、夜間に１人または２人程度の児童を保護する体制であるため、職員１人の配置で対応可能と考えているとの答弁がありました。

議案第11号及び第12号については質疑なく、採決の結果、議案第７号から第14号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、工事の請負契約の締結について（（仮称）柏中学校区義務教育学校建設工事（外構工事））、議案第21号、財産の取得について（（仮称）柏市こども・若者相談センター開設に伴う家具什器等備品（その１））、議案第22号、財産の取得について（（仮称）柏市こども・若者相談センター開設に伴う家具什器等備品（その２））、議案第23号、財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末））、議案第25号、千葉県と柏市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関わる協議についての５議案を一括して議題といたしました。議案第17号について、委員から、雨水浸透貯留槽の貯留量3,000立方メートルの算定根拠は、また十分な雨水処理能力があるのかとの質疑があり、当局から、開発行為における基準に基づき敷地面積等から貯留量を算出し、関係課との協議を得て決定しているため、他の施設と同程度の処理能力があると認定しているとの答弁がありました。また、委員から、約１年間の工期で工事が終えられるのか心配であるが、分割発注については検討したかとの質疑があり、当局から、分割発注も検討したが、同一現場で同時に施工する場合工事間の調整や学校との調整が難しくなるほか、分割発注により工事費が上昇する可能性もあること等を考慮し、一括発注としたとの答弁がありました。また、委員から、地域協議会から工事着手前に地域住民へ十分な周知を行うこと、工事車両の想定運行ルートを示すことの要望が出ている。これらの要望について今後どのように対応する考えかとの質疑があり、当局から、本工事議案が議会で承認された場合、地域協議会を通じて地域住民に工事内容を説明するため、教育委員会主催の説明会の開催を検討しているとの答弁がありました。また、委員から、本件は10億円を超える税金を投入する事業であるにもかかわらず、議会には全体の概要や工事費の内訳が十

分に示されておらず､議員が妥当性や安全性を確認した上で賛否を判断することが困難である。入札不調時の再入札への影響を理由に予定価格や詳細な金額を公表できない事情は理解するが、概算額だけでも示されなければ議会として十分なチェックができない。事業内容や費用の詳細が分からないまま10億円を超える事業への賛否を求めることは、議会や議員を軽視するものと受け止めるとの意見がありました。

議案第21号及び第22号について、委員から、契約を２つに分けた理由はとの質疑があり、当局から、議案第22号については一時保護所などで子供たちに木製品のぬくもりを感じてもらうことを目的に木材を使用した家具等を整備するものである。また、森林環境譲与税を活用する趣旨もあることから、議案第21号とは分けて発注したとの答弁がありました。

議案第23号について、委員から、ＧＩＧＡスクール構想については経済界の要請やＩＣＴ機器の販路拡大など産業的な側面が強く、子供の人格形成という教育本来の目的が十分に重視されていないと考える。ＩＣＴ機器が教育上有効な場面もあるものの、小学校段階からの使用による子供への影響を検証し、教育委員会として必要な提言や対策を講じるべきである。こうした点から､ＧＩＧＡスクール用タブレット端末の取得には賛成できないとの意見がありました。

議案第25号について、委員から、問題行動のある子供を手に負えないことから県へ送るような運用には賛成できない。どんな子供でもその背景や家庭、地域環境を把握し、愛情を持って接することが重要である。議案の内容からはこうした姿勢が十分に受け入れられないため反対であるとの意見がありました。

採決の結果、議案第21号及び第22号は全会一致で、議案第17号、第23号及び第25号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　議案第15号、第24号、第37号について、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

〔建設経済環境委員会委員長　福元　愛君登壇〕

○建設経済環境委員会委員長（福元　愛君）　建設経済環境委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第37号、令和８年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。議案第37号について、委員から、リフレッシュプラザ柏管理事業について債務負担行為の積算根拠は現在公募中のため詳細を公表できないとのことだが、事業を進める上で課題も認識していると思われる。積算根拠以外で現時点で示せることはあるかとの質疑があり、当局から、積算根拠は実績額を基に物価上昇率などを考慮して試算しているが、現在公募中のため詳細は公表できない。その他の課題として､施設の開設から長時間が経過しており､今後、老朽化対策などが必要になると考えているとの答弁がありました。また、委員から、柏の葉キャンパス駅駐輪場施設整備事業について移設による市民の利便性や屋根の設置をどう変わるかとの質疑があり、当局から、移設先のほうが駅に近くなるため利便性は高まる。また、駐車場ビルの１階に入るため屋根がつき、雨にぬれなくなる点でも利便性が高まるとの答弁がありました。また、委員から、バリアフリー道路特定事業について一部崩されている歩道のインター

ロッキングは最終的にどうなるかとの質疑があり、当局から、最終的には車道同様のアスファルト舗装にやり直す予定であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第37号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。議案第15号について、委員から、新設する第五駐輪場は第二駐輪場より駅から遠いにもかかわらず利用料が高いのは、第二駐輪場に何らかの利用しにくい事情があるのかとの質疑があり、当局から、第二駐輪場は駅から近いものの、国道の影響で自転車で利用する際に迂回が必要となり、アクセスがあまりよくない状況であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第15号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、市道路線の認定についてを議題といたしました。議案第24号について、委員から、03320号線は階段があるが、なぜ市道ということになるのかとの質疑があり、当局から、開発行為に伴い、道路で高低差が大きく、住民の利便性を考慮して事業者と調整の上、階段を設置したものであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第24号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　これより採決を行います。

○議長（坂巻重男君）　採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在席しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

○議長（坂巻重男君）　まず、第１区分の議案第２号から第15号、第18号から第22号、第38号、第42号を一括して採決いたします。

本21議案に対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　議案第１号、第16号、第17号、第23号から第25号、第37号、第39号については、討論の通告があります。

討論に入るに当たり、議長からお願い申し上げます。討論については、先例により１人10分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

順次発言を許します。

議案第１号について反対討論、渡部和子さん。

〔26番　渡部和子君登壇〕

○26番（渡部和子君）　日本共産党の渡部和子です。会派を代表して、議案第１号、柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

私ども日本共産党は、マイナンバー制度やマイナンバーカードに反対の立場です。その主な理由は、個人情報の漏えいリスクやプライバシー侵害のおそれがあること、国民にカードの取得や利用を強制することで弱者の排除や国家による管理､監視につながる懸念があるためです。今回の条例改正のうち出入国管理及び難民認定法等の法改正に伴う改正は､現行の在留カード、特別永住者証明書をマイナンバーカードと一体化した特定在留カード、特定特別永住者証明書の運用が始まることに伴い、コンビニ等での印鑑登録証明書の交付を当該カードでも行えるようにするものです。反対の理由は、そもそものカードの一体化についての問題です。マイナンバーカードの取得は任意であり、中長期在留者も希望すれば取得は可能です。一方で在留カード等の受領は必須であり、在留カード等とマイナンバーカードが一体化されれば、マイナンバーカードの取得が実質義務化されることとなります。政府は、今年１月に外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を閣議決定しました。この中で、今後全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討するとしており、マイナンバーカードの普及によって在留管理における情報把握を図ることを目的の一つとしています。総合的対応策は、一部の外国人による我が国の法やルールを逸脱する行為、制度の不適正利用について国民が感じている不安や不公平感に対処する必要があることを基本的な考え方とし､国民の安全、安心のための取組として、マイナンバーによる情報連携で国民健康保険料や国民年金保険料の納付状況、地方税の課税状況等を関係機関から出入国在留管理庁へ提供するとしています。さらに、生活保護利用や児童手当、就学援助制度、外国人留学生や外国人学校への支援、公営住宅、ＵＲ賃貸住宅入居等に関し厳格化に向けた対応を検討するとしています。これは、マイナンバーカードを普及させて、マイナンバーによる行政間での情報提供収集を可能にし、在留外国人との共生よりもいかに管理、排除するかの視点です。国が行うべきは、外国籍の人々の人権を守り、日本社会で共に暮らしていくための丁寧な支援です。柏市においても、国籍にかかわらず同じ住民としてその生活に寄り添った対応が必要であり、在留カードとマイナンバーカードの原則一体化を進める法改正とそれに伴う柏市の印鑑条例の一部改正に反対します。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第16号、第17号、第23号から第25号、第37号について反対討論、末永康文さん。

〔25番　末永康文君登壇〕

○25番（末永康文君）　無所属の末永康文です。ただいま議題となりました案件について反対討論を行います。

まず最初に、議案第16号でございますが、これは増尾近隣センターリフォームの請負契約についてであります。私は、リフォームすることそのものに反対ではありません。今回皆さん方も分かりますように議案出されまして、あまりにもずさんな提案である。私たち二元代表制の議員としてきちんとこの場所で審議しなきゃならないのに、２億8,600万円で契約をしたと。本

館及び体育館の防水工事、外部改修工事などと書かれておりますけども、金額や詳細なものについては何一つありません。これでは約３億円近いお金を、税金を使うわけでありますから、ただこのことで審議をする、審議が十分できない、そういうことで私は反対ということであります。ぜひこのことは今後はもっと詳細な議論ができるようなものを資料提供しないといけないんじゃないかと思いますので、この議題については認めるわけにいきません。

次に、議案第17号の柏中学校区義務教育学校の建設工事の外構工事でありますが、これもまだ小中一貫教育、義務教育学校がそこに全て建てることを認められているわけでありませんよね。それをもう外構工事をどんどんやるということについては、私は見切り発車ではないかと思います。十分な議論をもっとして、市民に周知された中での義務教育学校の建設ということをすべきであって、時期尚早だと思います。

次に、この中身についてでありますが、これも先ほど申しましたように約10億円近い予算を組んでおります。この中身についてもほとんど工事の造成工事、擁壁工事や植栽工事、給水工事とありますが、詳細なあれはありません。あそこは何か調整池を３か所、あるいは擁壁のところには、地盤が弱いので、くいを相当打つようでありますが、そうしたことはこの議案書には一切書かれていません。そういう意味では、私は議案の出し方についても問題があると言わざるを得ません。したがって、こうしたことについては認めるわけにいきません。

次に、議案第23号のＧＩＧＡスクールの端末機器の取得についてであります。教育の在り方として考える力が大変今現在求められているのはないでしょうか。ＧＩＧＡ教育にすることも少し考えることが大事じゃないかと思います。タブレット端末を与える影響などはどうなんでしょうか。ここら辺についてもっと議論をして、教育委員会の基本的な教育の在り方についても議論する必要があると思います。この端末を買って与えるということについては、私は反対です。

次に、24号の柏市市道路線について、かねてから開発行為による行き止まり道路については認めるわけいけません。防災上からいっても、あれは火災が起きたり、地震があったり、水害などについて、行き止まりになると当然その被害は大きいわけであります。したがって、行き止まりについてはなくす条例をつくれば行き止まりは全てなくなるんです。網をかけりゃ。しかし、そういうことを全くしないで、金もうけのために開発を認めて、行き止まりをいっぱいつくっている。これは、私はこうしたことについては、市道認定については認めるわけにはいきません。道路を行ったら必ず先に道路があるというような都市づくりをしていただきたいと思います。市内の行き止まりをなくすために条例を出せば済むことでありますから、このことについても賛成できません。

次に、順不同でありますけども、議案第25号、児童自立支援施設に関する県への委託に対することについての議案についてでありますが､これは柏市内の子供が犯罪や不良行為を行った、またはそのおそれがある児童を対象に、入所または通所により社会性の回復を重視した自立支援を行う施設に送るとするものです。これは千葉県にあるそうですが、船橋や柏の児童相談所が送るというわけであります。しかし、私は、ここで皆さん考えていただきたいんですよ。児童相談所にそうした犯罪や、あるいは不良行為を行った子供、18歳以下、この子供たちはやはり柏の子供であります。柏できちんと社会性を持つ自立できるような環境をつくってあげることが大切だと思うんです。不良行為的なことをしたのは、私はその子供の環境によって大きく左右されているんじゃないかと思います。そういう意味では、そうした子供にきちんと社会性

や、あるいは自立のできることをきちんと柏の児童相談所でできるようにする。そして、そこで高度な専門性を有する人員確保を行って、きちんとやることが必要であると思います。この議案書の中では効率化を訴えていますね。子供の人生を効率化で片づけていいものでしょうか。人間形成は、地域の人々が自立性や社会性をつくるものであることは、これは誰が見ても分かることじゃないでしょうか。地域でやっぱり育てることを私はきちんとすることが大事であるというふうに思います。

最後に、議案第37号の補正予算についてであります。この補正について全て反対するのではありません。この補正で物価対策支援費を事業者に補助することに反対です。しかも、社会福祉法人はそもそも税金は免除されています。介護施設のほとんどが入所利用者が負担しています。なぜ事業者に補助するのか。私は納得いきません。個々の利用者に補助すべきだと思います。関西ではそのようにされています。法人のほとんどが収益を上げています。ある法人の過去の状況を見ると、資産は減らしているけども、固定資産取得支出を毎年しています。また、理事の報酬及び職員の報酬で1,900万円も支払っています。そして、この社会福祉法人の年間の利益が相当あります。少なくとも1,000万以上の収益を上げているんです。そんなところに何で物価対策で補助しなきゃいけないのでしょうか。今一番こうした入所しているあるいは人たちにかかるのは、物価高騰に影響を大きくしているのはおむつなんです。おむつは35％以上上がっているんです。そうしたおむつを利用する人たちに利用者負担になっているわけですから、そういう人たちに支援をすべきであって、事業所のぼろもうけしているところになぜそんな物価高騰をしなきゃならないんでしょうか。私は理解できません。また、物価高騰で一番影響を受けているのは飲食系のあるところではないでしょうか。私は、こうした補助の在り方見直す、そして補正予算については認めるわけにいけません。以上のことを申し上げて反対討論とします。以上です。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第17号について反対討論、若狭朋広さん。

〔４番　若狭朋広君登壇〕

○４番（若狭朋広君）　市民サイドの若狭朋広です。会派を代表して、議案第17号、柏中学校区義務教育学校外構工事の請負契約の締結について反対の立場で討論いたします。

本議案は、柏第一小学校と旭東小学校の廃校を伴う義務教育学校の建設をさらに具体的に進めるための工事契約です。柏中学校区義務教育学校の計画は、令和５年９月定例会の会期中に保護者へのチラシの配布とともに公表されました。決定事項のように計画が公表され、その後も住民の声を十分に聞く前に計画だけが先へ先へと進められてきました。計画の公表後、市は令和６年２月から６月にかけて希望者が事前に申し込む形式で対面とオンラインによる説明会を19回開催しましたが、参加者は合わせて51人、１回当たり平均2.7人の参加者にとどまりました。保護者や地域の方々からは、十分な説明もなく、決定事項のように進められていることへの不安や今さら意見を言っても変わらないといった声が上がっていました。こうした中、令和６年９月定例会では義務教育学校について丁寧な進め方を求める請願が提出され、全会一致で採択されました。この請願で求められたのは、義務教育学校のメリットだけでなく、デメリットや懸念についても全保護者と地域の方々に説明することでした。また、柏第一小学校だけを移転、新設するなどほかの選択肢についてどのような検討を行い、なぜ選択しなかったのかを説明した上で当事者の意見を聞くことも盛り込まれていました。請願の採択後、市は新たな取組として、希望する団体に応じる形で出前講座型意見交換会を開催しました。３回の開催で延

べ56人、１回当たり平均18.7人の参加にとどまりました。地域協議会が主催した意見交換会は４回開催されましたが、参加者は合わせて17人、１回当たり平均4.3人にとどまりました。また、就学時健康診断では２校で相談ブースを設置し、118人に資料配付や声がけをしています。教育委員会からは、その後の議会で参加人数は少ないと考えている。当初はもう少し多くの参加があると考えていたとの答弁がありました。では、なぜ参加が少なかったのでしょうか。説明会が開催されていることを知らなかった方、計画がもう決定していると思っていた方もいたのではないでしょうか。また、メリットが中心の情報発信でデメリットや課題、ほかの選択肢について十分な情報がなく、意見を述べるための判断材料が不足していたことも考えられます。参加人数が少なかったことを住民の関心が低いからと捉えるのではなく、なぜ情報が届かなかったのか、なぜ参加につながらなかったのか、市は自らの周知方法や説明内容を見直し、自ら地域に出向いて説明するなど積極的な取組へと転換すべきでした。しかし、こうした課題を十分に解消しないまま計画は進められてきました。

また、この計画の公表から約１年半が経過した令和７年３月に、柏市の学校教育の羅針盤となる柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針が策定されました。この基本方針では、小中一貫教育の推進が位置づけられるとともに、国が定める義務教育学校の標準規模18から27学級を大きく上回る30から42学級が市独自の望ましい学校規模として定められました。そもそもこの基本方針が策定される前に義務教育学校の計画は公表されています。本来基本方針に基づいて個別の学校計画を進めるべきところ、個別の学校計画が先にあり、その計画に合わせるかのように後から市独自の基準が定められました。学校づくりの根幹となる基本方針が個別の計画を正当化するためのものになっていないか、強い疑問が残ります。

今年２月には地域協議会が主催する説明会が開催され、３月19日には地域協議会の最終取りまとめが教育長に提出されました。地域協議会では、子供たちの教育環境や通学の安全施設整備などについて議論が積み重ねられてきました。一方、地域協議会は、学校運営協議会の委員など一定の役割を担う方々によって構成されています。地域協議会で議論が丁寧に重ねられていても、それだけで保護者や地域の方々への説明と意見聴取が十分に行われたことにはなりません。新しい学校をつくるに当たっては、地域協議会で意見を交わし、子供たちへのアンケートや教職員を対象としたワークショップなども実施されてきました。新しい学校をよりよいものにするために、関係する方々や子供の意見を聞くことは当然必要です。しかし、その一方で柏第一小学校と旭東小学校をなくすことについてはどうだったのでしょうか。今ある学校をなくすときこそより丁寧に説明し、地域の声を聞く必要があったのではないでしょうか。先日の教育子供委員会では、本議案が可決された後、速やかに市が主催する説明会の開催を検討しているとの答弁がありました。しかし、その説明会も地域協議会からの要望を受け、まずは明原町会を対象に工事内容について説明することを想定しているとのことでした。これも要望を受けての対応であり、市が自ら地域の方々への説明の必要性を考え、積極的に説明の機会を設けようとする姿勢が今回も見られませんでした。市民がこの計画によって何がよくなり、何が変わり、どのような課題があるのかをしっかり理解できる、そのためにも義務教育学校のデメリットや懸念事項についても包み隠さず説明していただきたい。市民の疑問や不安を直接伝えられる開かれた説明会の開催を求めます。柏中学校区の義務教育学校については、これまで約３年間議会でも繰り返し議論が行われ、保護者や地域の方々からも不安や懸念の声が上がり続けてきました。しかし、これだけ繰り返し丁寧な説明が求められてきたにもかかわらず、市の姿

勢は変わらず、住民の声が十分に届かないまま計画だけが先へ先へと進められています。このような進め方を容認することはできません。本議案は反対すべきものと主張いたします。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第17号、第23号について反対討論、矢澤英雄さん。

〔１番　矢澤英雄君登壇〕

○１番（矢澤英雄君）　日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、議案第17号、工事請負契約締結、議案第23号、財産の取得について、反対の立場を明確にして討論を行います。

議案第17号は、柏中学校区義務教育学校建設に関わる外構工事の請負契約締結についてです。柏中学校区義務教育学校建設問題は、柏市が３年前、議会にも地域にも保護者にも説明することなく、９月議会の市長の施政方針で柏一小、旭東小をなくして、柏中敷地内に小中一貫義務教育学校をつくると発表したことから始まりました。翌日、当該３校を通じて保護者に決定事項としてリーフレットを配り、次年度予算に設計予算を組むという議会、市民軽視の強硬な進め方をしてきました。さらに、建設する学校は1,400人を超える過大規模校です。大規模義務教育学校視察で視察校の校長から大規模校は運営上難しいと言われたり、大規模校化してしまうことで一人一人の児童生徒に目が届かなくなることや中学校籍教員が小学校の授業を行うことへの負担感などデメリットを学んできたにもかかわらず、さらに市内の1,300人を超える小学校から子供のことで教員で話し合いたくても集まって話し合うこともできないとの声が出ているにもかかわらず、また教育委員会のアンケートでも市内の教員の95％は小中一貫校をつくることを柏市の学校教育で今後の重点にする必要はないと言っているにもかかわらず、大規模校はメリットも多いと大規模校の現実に目を向けず、住民説明会さえ行わず突き進む姿勢は、子供たちのための教育を大きく逸脱していると言わなければなりません。大規模小中一貫義務教育学校については一旦白紙に戻し、柏一小の建て替えの在り方から再度検討することを求めます。

議案第23号は、柏市立小中学校のＧＩＧＡスクール用タブレット端末の予備機を１億6,582万円で購入するものです。日本の教育現場で推進されているＧＩＧＡスクール構想は、児童生徒への１人１台端末の配付や高速ネットワークの整備をもたらした一方、多くの課題や懸念を生んでいます。端末を日常的に使用することで視力の低下、姿勢の悪化、睡眠不足、ネット依存などが指摘されています。また、画面上のスクロールやタイピングに頼ることで手書きによる記憶の定着や教科書のページをめくる空間把握能力が失われ、深い読解力や思考力が損なわれる懸念が指摘されています。これと呼応するように、世界では行き過ぎたデジタル教育や子供の端末利用を見直し、デジタル教育やスマホに強い規制をかけ、アナログ教育に回帰する動きやＳＮＳ利用の制限をする国まで出てきています。トップダウン規制がいいとは言いませんが、子供たちへの影響は真剣に考えなければなりません。教育の基本は、経済界が求める人づくりではなく、子供一人一人の人格形成です。デジタル機器教材が子供たちに与える影響を真剣に討論し、教育に反映すべきです。それを行わず、ＧＩＧＡスクール構想に基づく教育を進めていくことには反対です。以上のことから、議案第17号、議案第23号について反対を表明し、討論とします。

○議長（坂巻重男君）　ここで暫時休憩します。

午後　２時　７分休憩

○

午後　２時１８分開議

○議長（坂巻重男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号について反対討論、林紗絵子さん。

〔16番　林　紗絵子君登壇〕

○16番（林　紗絵子君）　市民サイドの林紗絵子です。討論に入る前に、総務市民委員会で議員が事業者側の話を聞くこと自体をとがめる声が聞かれましたことを懸念します。今回の議案だけではなく、私たちが議員として正しい判断をするためには、様々な視点から検討することが必要です。特にそこにいさかいがある場合は、関わる人それぞれの立場によって違う正義が存在します。職員の用意する資料や議案説明にうそや間違いこそないと思っておりますが、情報が足りないことは往々にしてありますし、今回の議案説明には事業者側の事情への配慮の欠如を感じました。議員は広く意見を聞き、でき得る限りの調査を行って、様々な視点から検討して判断を行うべきであり、議案資料や職員の説明という一方向の情報のみで判断することのほうがよっぽど公平性を欠くのではないでしょうか。また、行政というのは、一市民や一事業者と比べて圧倒的に大きな権力を持ち、慎重さを欠けば時に威圧的な対応となることを職員は自覚すべきです。市には今後たとえ係争中の事案であっても、常に相手の立場に寄り添って尊重し、配慮を持った態度で議案を上程することを強く求めます。

それでは、会派を代表して、議案第39号について反対の立場で討論いたします。旧法人が運営する放課後等デイサービスと生活介護及び就労継続支援Ｂ型事業には、ふだんは介護老人保健施設に勤務する看護職員が月に数時間のみ勤務していましたが、コロナによる緊急事態宣言が発令された2020年４月からその看護職員が複数の施設での勤務を命じられたことにより、看護師未配置が始まりました。職員全員がワクチン接種済みなら複数の施設で勤務してもよいとされた後、一時的に看護職員が勤務できていた月もありましたが、職員、利用者から陽性者、濃厚接触者が出るなどして度々閉所を余儀なくされたこともあり、結果的にトータルで２年半以上看護師未配置になりました。介護給付費が看護師配置加算を含めて事業者に支払われていたため、市は人員欠如減算を適用し、その間の介護給付費の一部の返還を求めました。しかし、厚労省は2020年２月、看護体制加算など一時的に介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合に給付費の減額措置を適用しないことを可能とするといういわゆる臨時的な取扱いの通知を出しました。2020年、2021年は、世界中がコロナに翻弄され、千葉県でも緊急事態宣言やまん延防止措置が繰り返され、生活が大きく制限されていました。2022年以降は、コロナの致死率が下がる一方で感染自体は大きく拡大し、この事業所も度々陽性者が出て閉所しています。このような状況から厚労省は、コロナが５類になる2023年５月以降も臨時的な取扱いが有効であると改めて通知しています。本市では、臨時的な取扱いにおける一時的な人員基準を満たすことができなくなる場合の一時的をなぜかおおよそ１か月と判断したようですが、厚労省からのおびただしい数のコロナ関連通知は詳しい説明もなく、各事業所にただ転送されていて、本市の判断基準が全事業者に説明されることはありませんでした。本市では、議案に上がっている事業者だけではなく、コロナ禍に人員未配置のあった15法人20事業所が臨時的な取扱いに当たらないとされ、減算措置を適用されていますが、恐らく彼らもコロナ禍の人員欠如は福祉的救済によって追及されないと考え運営し続けた結果、不本意な減算措置を受ける羽目になった被害者ではないでしょうか。

そもそも本市の裁量で設定されたおおよそ１か月という判断には何ら根拠がありません。先日この臨時的な取扱通知を発出した厚労省の老健局高齢者支援課にこの一時的はどれくらいの

期間を想定した上で通知を発出したのかと問合せをしました。この質問に対しての正式な答えは、具体的な期間は定めないだそうです。新型コロナのときに出した臨時的な取扱いは、災害時の被災者に対する支援のようなものであり、一概に期間は決められない。自治体の裁量に任せているし、結局各自治体が最長どれくらいの期間を一時的と扱ったのかも把握していないと言っていました。つまり厚労省ではコロナ禍を大きな災害として捉え、自治体の裁量で事業者を支援できるようにあえて具体的な期間を定めないで臨時的な取扱いを発出したにもかかわらず、本市ではその一時的をおおよそ１か月という厳しい範囲に置き換えて運用したため、15法人20事業所に無用な不利益を与えたと言えます。高裁の判決文には、臨時的な取扱いをするか否かは自治体の具体的な状況に応じた合理的裁量に委ねられるべきであり、臨時的取扱いとしない判断をした柏市では不当利益返還が認められるという内容があったため、これを拡大解釈したような答弁も見られましたが、柏市が臨時的な取扱いをしなかったこと自体の是非は裁判で争われていません。市の対応が肯定されたわけではなく、コロナ禍に本市が事業者に対して十分な支援をしてこなかったことについては判決がどうあれ本市が自ら反省し、その姿勢を正すべきことだと考えます。

本市は、コロナ禍通常の実地指導を行うことができませんでした。コロナ感染拡大とその防止上やむを得ない事情によるものだったという答弁であり、当時の社会状況の中で本市が通常の業務を行えなかったことは責められることではありませんが、同時に当時の社会状況によってやむを得ず人員欠如を出した事業者も責められるものではなかったはずです。せめて本市が通常の実地指導が行えなかった期間は臨時的な取扱いを認めるべきだったのではないでしょうか。

また、事業者は、報酬額と減算額の差額一覧表と分割返済計画を提出し、返済の意思を示していました。本市は、法に基づいた履行延期の特約を締結するために必要な担保の提供などの要件を満たした確実な返済計画と評価することができなかったと言っていますが、それを事業者に告げることもせず、修正の指示もしていません。執行部は、総務市民委員会で市は適切に相談支援を行っていたと言いつつ、足りなかったかもしれないとも繰り返し答弁しました。コロナ禍の支援が足りなかった、そこに本市の一番の瑕疵があります。市に訴えられ、敗訴した事業者は最高裁に上告した一方で､利用者の居場所を失わないようにと旧法人の事業を停止し、新法人を立ち上げて運営を続けました。そして、旧法人から債務を取り立てられなくなった市が新法人を訴えようとするのが今回の議案です。事業者は、看護師未配置が発生した早い段階であらかじめ市に相談をすべきでした。旧法人を停止して新法人を立ち上げた手法も債務逃れと非難され、よい対応ではありません。市の立場からすれば、この状況に陥った今債務を放棄するわけにもいかず、訴訟はやむを得ないのかもしれません。議案の性質を考えれば賛成する判断も間違っているとは言えないでしょう。しかし、一方で本市が十分な相談支援を行っていたら、コロナ禍の救済措置が必要だった事業所全てに臨時的な取扱いを適用していたら、そもそもこのような議案が上程される事態は至ることがありませんでした。公務員は、日本国憲法第15条で全体の奉仕者と定められており、利益追求ではなく、公共の福祉の増進を目的として職務を遂行しなければなりません。市が十分に責務を果たすことができなかったことを勘案すれば、あくまで事業者だけに責を負わせようとする今回の議案に賛同することはできません。以上の理由から、議案39号、訴えの提起は反対すべきものであることを主張し、討論といたします。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第39号について賛成討論、岡田智佳さん。

〔29番　岡田智佳君登壇〕

○29番（岡田智佳君）　みらい構想かしわの岡田智佳です。議案第39号、訴えの提起について、賛成に当たり一言申し述べさせていただきます。

本議案は、法人格否認の法理により一般社団法人Ａ、以下新法人と言います、への債務履行請求及び一般社団法人Ｂ、以下旧法人と言います、この役員らへの損害賠償請求に係る訴えの提起に当たり、地方自治法第96条第１項第12号の規定による議会の議決を求めるものでございます。旧法人は、先ほどもございましたが、コロナ禍の令和２年４月から令和５年２月まで、一部期間を除き看護職員を配置しないまま生活介護サービスを提供し、介護給付費を受領しました。そのため、本市では令和６年３月に行政指導を行い、同年９月、納付期限を10月31日とする人員欠如減算による介護給付費3,770万623円の不当利得返還義務に係る納付通知書を発出しましたが、旧法人は納付期限内に支払いを行わなかったとして、本市は令和７年第１回定例会での議決を経て訴訟提起を行いました。その後、千葉地方裁判所、東京高等裁判所で柏市の勝訴判決が出、現在最高裁において係争中とされています。旧法人では、第一審係争中に新法人を設立し、柏市に勝訴判決が出された同日には旧法人の事業廃止届を提出しています。今回柏市はこうした行為について新法人は債務逸脱行為を企図し、法人格を濫用するものであることから法人格否認の法理が適用され、新法人は旧法人と連携して本件債務の支払い義務を負うこと、また新法人を相手とする訴訟を提起すれば新法人からの回収が可能になるほか、債務を逃れることを企図して法人制度を濫用した役員３名個人にも責任を負わせるためということで訴えを提起しております。そのような主張をしております。

地方自治体が安易な債権放棄を行うことは、ほかの市民や事業者との公平性からも避けるべきだと考えることから、本議案に反対を唱えることはいたしません。しかし、債権回収は自主的納付の促進、督促、催告、納付の相談など、十分な支援と段階を踏んで法的な措置に至るところ、今回は旧法人の役員の返済の意図が伝わらず、また実際旧法人からは分割返済計画を提出していたにもかかわらず、弁明の機会、また交渉の機会も与えられなかったと聞いています。本市には、履行延期の特約などを検討する余地が十分にあったのではないかと思います。また、今回発端となった看護職員未配置については、市の担当者が旧法人運営事業所の生活介護サービスに関する実地指導の際に行った何げない会話の中で初めて把握したと聞いています。コロナ禍で感染拡大防止によりこの実地指導は行われませんでした。その後もコロナの陽性者が出たことから２度延期され、やっと行われた実地指導が令和５年、ここで市は初めて看護職未配置を把握しました。通常の実地指導が行われていれば、返還が求められるこの給付費もこれほどまで膨れ上がらなかったのかもしれません。この事案、初の手順や判断を間違えたため後から大きなずれや、また不都合が生じたようで大変残念に思えてなりません。同時に担当課が事業者にもっと寄り添った対応をすれば、このような大ごとに至らなかったのではないでしょうか。今回柏市も訴訟費用、弁護士費用等で本来必要のない出費を行っています。さらに、新法人の事業所には生活介護、就労継続支援Ｂ型、放課後等デイサービスなど大勢の利用者がいます。議案が可決され、訴訟が提起され、法人格否認の法理が認められた場合、新法人の経営が立ち行かなくなり、大勢の利用者が行き場を失う可能性もあります。公金の債権回収における公平性から議案に賛成をするものの、前述のような懸念を指摘すると同時に福祉的な配慮をお願いいたしまして、私の議案第39号に対する討論といたします。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第39号について賛成討論、上橋しほとさん。

〔７番　上橋しほと君登壇〕

○７番（上橋しほと君）　上橋しほとです。議案39号、訴えの提起について討論します。

今回の議案では、旧法人が債務履行逃れをしようとしている、そうさせないためにも新法人を、また加えて旧法人役員も訴えたいという趣旨です。令和７年第１回定例会のときに出された訴えの提起議案は、今回の議案第39号で示される相手方がまだ旧法人であったときに当該法人を訴えたいという議案でした。私は、このときには、正直に申し上げますとおり、質疑をせずに市の議案説明だけを基に議案に賛成をしました。今回また同じような内容の議案が上がってきました。今定例会期間中は、所属する総務市民委員会の日には私も質問しました。ほか委員が行われた議案質疑を聞きました。これから新法人と争うことに対する理由、妥当性に加え、以前の議案となった旧法人との争い、またその争いが起きる前からの経緯、これまでの流れも詳しく知るべく質疑をしました。看護師の未配置が事の発端であり、キーポイントです。コロナ禍であった令和２年、2020年に厚生労働省から出された臨時的取扱いについて、柏市としては精いっぱいしっかりとこの相手方にも通知してきた。コロナ禍でも可能な限りやり取りをしてきたと認識しており、また相手方が看護師を配置しなかったことは結果としては臨時的取扱いには該当しないと市は捉えました。だから、この相手方に不当利得返還請求をするのは適切だと判断したとのことでした。また、市内のほか法人事業所は配置をしっかりしていたか、看護師が配置できなかったところは減算を受け入れました。適切に事務をこなさなかったのは今回の相手方だけだったとの説明、答弁でありました。市はそのように捉えたと私も認識しています。対面でのやり取りは互いに難しい状況であったから、メールなどによる通達ベースにもなったりした。それでも事務連絡などで必要なことは適切にしてきた。行政指導に至った段階でもそうだった。それでも相手方が弁護士を立ててきたから係争状態に至った。だから、裁判をしたというのが前回までの裁判までの流れであり、市の見解であったと私は解釈しました。旧法人との裁判後に、旧法人の人物が新法人を立ち上げるとなりました。欠格事由もなく、要件も整っているから新法人の設立は認めたのだが、旧法人を畳むということは事実的には債務逃れ目的の行為だと柏市は捉えました。だから、市としては、新法人をも訴えるのは適正であるという認識だと、これが柏市の姿勢だと私は捉えました。

今回私は市の議案説明、提案理由、市側の考えだけではなく、前回訴えられた、そしてまた今回訴えられようとしている相手方の考え、主張、姿勢、思いについても伺ってきました。相手方法人の役員の声ですが、係争状態に陥る前の段階、コロナ禍のさなか、看護師を探しても本当に見つけられなかった。自身の事業所でも陽性者や濃厚接触者が出たから、現場もいっぱいいっぱいだったし、未知のウイルスとの戦いだったし、だから柏市との対面でのやり取りもこちらもできなかった。そのときに市から臨時的取扱いの通知を受けて、特例に当たるとも判断したし、だから看護師が来られなくても、出勤できなくても出勤をしたと計上した。でも、そうしていたらやがて不当利得に当たるから返還してきてと請求された。高額な金額を返還せよとなった。分割返還計画を求められて提出もしたが、それが不十分だと言われて受理もしてもらえなかった。また、市は話合いの機会を持とうとすらしてくれなかったと。このままでは利用者たちの居場所がなくなってしまう。今みんなが路頭に放り出されてしまってはならない。だから、こちらとしては弁護士を立てるしかなかったんだという気持ちだったとのことのようです。今となっては自分たちも反省するところはあったと思っている。もっと粘り強く市にコ

ンタクトを取り、コミュニケーションもできたかもしれない。後悔の念もあると言われています。前回の裁判は、柏市は勝訴しました。また訴えられるかもしれないし、また負けるかもしれない。そして、また高額な金額を返還をしていかなければならなくなってしまうのだろうか。自分たちの事業所、利用者たちはこの先大丈夫なのだろうか。潰れてしまうんじゃないか。柏市の主張では、私たちは完全に悪者だと見られているのだろう。でも、本当に私たちだけが悪いのだろうか。柏市は誠実に私たちに向き合ってくれたのだろうか。そうは感じられなかった。市からは威圧的な感じも受け、また情は感じられなかった。つらさ、悲しさ、虚無感が私たちにはある。上橋議員が今回の議案に賛成するなら、それでも構わない。ただ、私たちのこの切ない思い、つらさをどうしても知ってほしかった。それが相手方の話された心情でありました。

さて、私が本議案に対してどのような採決態度を決めるのか、そろそろ示さなければなりません。柏市内の障害者福祉事業所は、本議案の相手方以外はコロナ禍に見舞われた中であっても看護師配置を行うか、またできなかったところは減算措置も受け入れてきました。だから、柏市が相手方を訴えるのは適正であるというのは正しいと私も思いました。公平、平等に市内の全法人、事業所に応対しています。今回の相手方にだけ温情をかける特例を許す、それは不公平、ひいきになると思いました。よって、この議案、訴えの提起は可決にふさわしいものであるという判断に至りました。私が会った相手方は、この討論を聞いたらつらい思いをされるかもしれませんが、この裁判を起こしたら駄目だという態度を示すのは、議員としても公平性に欠ける態度表明になると考えたからです。これが私の本議案に対する採決態度です。

ただ、柏市のほうが私たちは適正にやり取りしてきた、丁寧にやり取りをしてきたという認識であるというところは、本当にそうしていましたかと感じてしまいます。担当部署職員は、もっと懇切丁寧に相手方とコミュニケーションを取れたのではないでしょうか。市の立場に立てば、相手方だってコミュニケーションを取ろうとする意思が足りなかったよと、お互いさまではないかと感じられるかもしれません。ただ、柏市と新旧法人との係争では、今さらですが、令和７年のときも避けられた争いだったんじゃないかなと感じています。そうしたら、今定例会のこの議案も上程されることもなかったのではないかと思います。議案の可決は適正だと私も判断しますが、柏市担当側と市内事業者とのコミュニケーションは誠実に、そごや亀裂が深まらないように行っていってほしいと申し上げます。そうすればこのような争いは生まれなくなってくると思います。議案の相手方に限らず、ほかにも多くのやり取りしたり、相談したりしてくる市民個人、団体、事業者とのやり取り、コミュニケーションしていますから、全ての相手方に対し、そうしていただきたい。訴えの提起という議案が上程されなくなるように市政執行を続けていってほしいということを求めたいと思います。

最後に、今回の相手方は、自分たちの利用者を守りたいだけにとどまらず、柏市の障害者福祉事業を支える一員としてこれからも仕えていきたいという気持ちを持っています。その気持ちをむげにはせず、係争状態も落ち着いてからでしょうが、誠実に互いを尊重し合ってコミュニケーションを再び取っていってもらいたいと思います。以上です。

○議長（坂巻重男君）　以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君）　まず、第２区分の議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投　　票〕
○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対１人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第３区分の議案第24号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投　　票〕
○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対１人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第４区分の議案第25号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投　　票〕
○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対１人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第５区分の議案第37号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投　　票〕
○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成32人、反対１人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第６区分の議案第39号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投　　票〕
○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成30人、反対３人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第７区分の議案第１号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成28人、反対５人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第８区分の議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成27人、反対６人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第９区分の議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成23人、反対10人、よって本案は原案のとおり可決されました。

---　○　---

○議長（坂巻重男君）　**日程第２、請願**を議題といたします。

請願50号の主旨13、51号、52号について、総務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。林総務市民委員長。

務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。林総務市民委員長。

〔総務市民委員会委員長　林　伸司君登壇〕

○総務市民委員会委員長（林　伸司君）　総務市民委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願50号の主旨13、リフレッシュプラザのプール運営に関することについてを議題といたしました。委員から、指定管理者制度に関する柏市の見解はどうかとの質疑があり、当局

からは多様化する市民ニーズへの対応や物価高騰によるコスト削減が見込みにくくなっていることを課題として認識している。指定管理者制度は単なる経費削減ではなく、民間ノウハウを活用して公共サービスの水準を確保、向上させることが本来の趣旨であり、市としてはまず運用の改善によって課題を解決すべきと考えているとの答弁がありました。また、委員から、初回の公募では複数者が応募していても次回の公募では１者のみとなるケースはどの程度あるのかとの質疑があり、当局から、現在指定管理の案件は15件あり、そのうち10件が１者応募となっている状況であるとの答弁がありました。

採決の結果、請願50号の主旨13は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、請願51号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたしました。委員から、核兵器禁止条約への署名、批准を求めるにしても、まずは締約国会議にオブザーバー参加を目指すことが実効性のある取組であり、日本が核保有国との対話のパイプ役を担うための環境を整えることが重要であると考えるとの意見がありました。また、委員から、アメリカとの同盟によって日本の危険がむしろ増していると考えており、核兵器は絶対悪であるとの認識に立って、唯一の戦争被爆国である日本は核兵器廃絶のために行動すべきである。安全保障環境が不安定なときだからこそ核廃絶に向けた意思を国に示すべきであり、核兵器禁止条約の署名、批准を国に積極的に求めるとの意見がありました。また、委員から、核兵器がなくなること自体は望ましいが、実現するためには核兵器を保有している国を含めて具体的に削減、廃絶につなげる方策を考える必要がある。また、周辺に核保有国が存在する中で、自衛権を踏まえ、核による脅威にどう対応するのかについても考える必要がある。現実的な枠組みとしては、核兵器不拡散条約を通じて核保有国に核兵器の削減を求めていくことが重要であり、核兵器を直ちになくすことだけを掲げるのではなく、安全保障上のリスクも考慮しながら、着実に核兵器の削減、廃絶につなげる方法を選ぶべきであるとの意見がありました。

採決の結果、請願51号は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、請願52号、国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書についてを議題といたしました。委員から、冤罪によって何十年にもわたり人生を大きく狂わされるようなことは重大な問題であり、これ以上許すべきではない。検察が有罪を確信しているのであれば証拠を適切に開示した上で再審を行い、改めて審議すればよく、証拠開示によって有罪の可能性を閉ざされるわけではない。冤罪を防止するとともに、裁判の中で証拠を開示して審理を進めることが日本の法制度上必要であるとの意見がありました。

採決の結果、請願52号は賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　請願53号から55号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

〔教育子供委員会委員長　小松幸子君登壇〕

○教育子供委員会委員長（小松幸子君）　教育子供委員会に付託されました各請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願53号、子供たちのより良い教育環境を求めることについてを議題といたしました。委員から、柏中学校区の小中一貫教育の推進についての丁寧な進め方についての請願が採択されたが、教育委員会としてどのような対応を行う方針であるのかとの質疑があり、当局から、対面やオンラインでの説明会、ホームページでの動画公開、意見、要望の投稿フォーム、出前

講座型の意見交換会､就学時健康診断での相談ブース設置など様々な方法で周知を行ってきた。今後も地域協議会と連携して情報発信を行い、丁寧かつ着実に計画を進めていく方針であるとの答弁がありました。また、委員から、対面やオンラインでの説明会、出前講座については要望に応じて随時受け付けているという認識に間違いはないかとの質疑があり、当局から、委員御認識のとおりであるとの答弁がありました。また、委員から、義務教育学校の方針について市民への説明会を開催し、意見交換を行うべきである。最終的な判断は、教育委員会ではなく市民が行うものであり、市民の意見を尊重し、説明責任を果たすよう賛成を求めるとの意見がありました。また、委員から、職員が一生懸命取り組んでいることが見えにくいとの意見もあるが、老朽化した学校の環境を改善し、子供たちによりよい教育環境を早急に整えることが重要である。柏市が掲げるよりよい子供の教育環境をつくるという方針を自信を持って示し、取組を進めていただきたいとの意見がありました。

採決の結果、請願53号の主旨１は可否同数で委員長裁決により不採択すべきものと、主旨２は賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、請願54号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、請願55号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書についてを一括して議題といたしました。請願54号について、委員から、教職員給与費に対する義務教育費国庫負担の割合が２分の１から３分の１に引き下げられたが、これによって県や市にどのような影響があったのかとの質疑があり、当局から、当時の状況を把握していないが、現在の県及び市の課題は教職員の人材確保であると認識しているとの答弁がありました。

採決の結果、請願54号及び55号はいずれも全会一致で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　請願50号の主旨１から主旨12について、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

〔建設経済環境委員会委員長　福元　愛君登壇〕

○建設経済環境委員会委員長（福元　愛君）　建設経済環境委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願50号、リフレッシュプラザのプール運営に関することについてを議題といたしました。委員から、休憩の廃止要望に対し、安全面でどのように考えているかとの質疑があり、当局から､高齢者は体温が低下しやすく､小さな子供は体力の限界まで泳いでしまうことがあるため、安全性の観点から定期的な休憩は必要と考えているとの答弁がありました。また、委員から、スマートウオッチ等の持込みを条件付で許可することについてどのように考えているかとの質疑があり、当局から、スマートウオッチについては既に条件付で着用を認めている。一方、ストップウオッチ機能付腕時計については、水中での操作が必要な点や大きさの点から安全性の観点で着用を認めることは難しいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、ビート板、プルブイの貸出しについて現在の方針はどうなっているかとの質疑があり、当局から、ビート板はニーズが高いため貸出しを行っている。プルブイはニーズが少ないため貸出ししていないが、希望がある場合は持込み可能であると認識しているとの答弁がありました。

採決の結果、請願50号の主旨８から10はいずれも全会一致で採択すべきものと、主旨１は全会一致、主旨２から７及び主旨11、12は賛成少数でいずれも不採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　続いて、討論を許します。

請願50号の主旨13について、北村和之さん。

〔８番　北村和之君登壇〕

○８番（北村和之君）　柏エナジーの北村和之です。請願50号の主旨13、賛成の立場から申し上げます。

初めに、私は指定管理者制度そのものに反対する立場ではありません。また、本請願にある主旨１から13の個々の表現や事実認識の全てについて同意するものではなく、一つ一つについては実現できるもの、難しいもの、既に対応されているもの、安全面から慎重な判断が必要なものもあると考えます。ただいま建設経済環境委員長から御報告ありましたけども、私も委員会の中継拝見していて、そうだなと思うとこもありました。その上で今回主旨13に賛成するのは、指定管理者制度の運用を改めて検証して、また必要に応じて見直し、市の関与の在り方を含めてよりよい施設運営を検討する必要があると考えるからです。この請願を最初に見たときに正直驚いた部分もありましたけども、これこそ利用者の生の声であり、熱量を感じ、ここまで真剣に向き合って具体的な要望を議会へ届けていただいていることに本当にありがたく感じています。この請願は、一言でサービスの質向上を願っているものだと私は捉えています。私自身リフレッシュプラザ柏は地元中の地元であり、住民から様々な御意見や要望、御指摘をいただくことも多いです。つい最近も入れ墨やタトゥーのある方が風呂を利用されていて不安との話や皮膚症状が見られる方々の衛生面への懸念、以前は行っていた大みそかや三が日のお風呂の営業再開できないかなど、利用者だからこそ感じる貴重な御意見をいただき、担当課にも伝え、要望しているところです。入れ墨に関しては、現在の課題などを整理していただいていますが、今後も注視しています。昨日市民の方と話しておりまして、やはり今リフレッシュプラザは以前と比べて利用者が少ない、風呂はがらがら、鎌ケ谷のさわやかプラザに通い始めた人も多い。以前は目安箱があったのに、意見の箱ですね、目安箱があったのに今はなくて、意見が市に届かないなどの声がありました。ぜひ改善を求めさせていただきます。

さて、指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正によって導入され、民間事業者等のノウハウを活用し、公の施設の設置目的を効果的に実現し、市民サービスの向上などを図る制度としてスタートしました。地方自治法244条において、公の施設とは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定めています。本市は、指定管理者制度について市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的と説明しています。一方、指定管理者制度導入指針では、施設の設置目的、使命は何なのか、施設利用者は何を求めているかなどを検討する必要があるとされています。つまり公の施設を考える上での重要なことは、施設を維持管理すること自体を主目的とするのではなく、その施設が何のために存在して、住民福祉の増進や市民サービス向上にどのような役割を果たすのかということです。指定管理者制度のメリットの一つであるコスト削減がメインの目的となっていないでしょうか。指定管理者制度を導入すれば、自動的にサービスが高揚するわけではありません。利用する市民の声を聞きながら、安全で利用しやすく、サービスの質が高く、市民の多様なニーズに応えること、そしてその施

設で働く方々が十分な知識や経験を持ち、安定した環境で働くことができて初めて公の施設としての役割を果たせると考えます。この点について本市の指定管理者制度モニタリング指針には重要な考え方が示されており、そこにはサービス向上を図りながら施設管理運営する制度であるとした上で、行き過ぎたコスト削減はサービス水準の低下を招くことにもなりかねないと明記しています。幾ら安く運営できたのかではなく、その結果としていかに市民サービスが向上したのかを注視しなければなりません。それを評価指標とすることが制度の趣旨と合致し、求められていると考えます。利用者満足度は上がったのか、寄せられた意見や要望は改善につながっているか、安全管理や衛生管理は十分か、職員研修はどうか、必要な専門性を持った人材を確保できているかなど、総合的かつ丁寧に評価していく必要があります。総務省も指定管理者制度は公共サービスの水準を確保する上で最も適切な提供者を指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なると示しています。また、公共サービス基本法では、公共サービスが国民生活の基盤となるものであるとの考えの下、基本理念を定め、国や地方の責務を明らかにしています。また、同９条では、国民の意見を踏まえ、公共サービスについて不断の見直しを行うものとされています。私は、不断の見直しというのは行政が一度制度をつくったら終わりではなくて、利用者の意見や社会状況を踏まえて継続的に改善するという意味だと受け止めています。令和６年度リフレッシュプラザの指定管理者実績評価シートの中でも次年度の課題として、利用者の要望が多様化している中で様々なニーズに柔軟に対応することが求められているとあります。この課題にどういうふうに具体的に向き合って、何を改善したのでしょうか。指定管理者任せにしないで、本市が主体的に関与する必要性があると考えています。議会や行政が市民の声を聞き、それが現在どこまでできているのか、できていないとすればなぜなのか、どうすれば実現できるのか、改善点を真剣に考えて行動していくことが必要で、請願の採択、不採択だけでない請願制度の意義や役割がそこにあるんだと考えています。現在、来年度からの次期指定管理者の選定が行われておりまして、以上申し上げた点も踏まえて今後の施設運営に反映していただくことを要望し、主旨13の願意に賛同するものです。

先ほどお話聞いていたら、建設経済環境委員長の話ではこの債務負担行為の積算根拠は公募中のため示せないとありました。約11億円、私もこの中身はとても気になるんですけども、こういうところで、公募中だから示せないというのもそれは一つ納得しますけども、やはり中身の部分が気になるわけであります。ぜひ今後とも注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（坂巻重男君）　次に、請願51号、52号について、渡部和子さん。

〔26番　渡部和子君登壇〕

○26番（渡部和子君）　日本共産党の渡部和子です。会派を代表して、請願51号、52号について、いずれも意見書の提出を求める請願ですので、全ての議員の賛成により意見書を提出できるよう求めて賛成討論を行います。

まず、請願51号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書提出についてです。世界は、今戦争か平和か、核破局か核兵器廃絶かの重大な岐路にあります。核保有国とその同盟国による力の支配、核抑止力への依存、国連憲章、国際法を無視した武力行使はさらなる分断、各国間の相互不信、核戦争へとつながりかねない軍事的緊張を高めています。世界の平和を脅かす核抑止政策は、いざというときには広島、長崎のような非人道的な惨禍を引き起こすこともためらわないという核使用を前提にしたものです。それは、ロシアによるウク

ライナ侵略、イスラエルによるガザ攻撃、アメリカのイラン攻撃に見られるように核兵器を侵略の道具とし、核軍備競争の悪循環を助長し、世界の平和と安全を脅かしています。核戦争の危機に直面している今、唯一の戦争被爆国として真に核兵器廃絶をリードし、核兵器禁止条約に参加する日本の実現は緊急の課題です。一昨日９月26日は、国連の核兵器の全面的廃絶のための国際デーでした。そして、11月には核兵器禁止条約の第１回再検討会議が開かれます。今求められているのは、核保有国と日本のようなその同盟国それぞれの国民が手を取り合い、核兵器のない平和な世界の実現へ政治を動かしていくことです。柏市は、1985年３月20日、世界の恒久平和を願い、非核三原則の堅持、核兵器廃絶と軍備縮小を訴える平和都市宣言を行いました。全ての国の核兵器廃絶を訴えるこの宣言の立場に立ち、政府に対し共に核兵器禁止条約への批准、署名を求めていこうではありませんか。全ての議員の賛同を心から訴えます。

次に、請願52号、国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書提出についてです。昨年の９月議会にも同様の請願が提出されましたが、全会派一致ではなかったため意見書の提出には至りませんでした。その後、国において今年７月、改正再審法が成立しましたが、その内容は冤罪被害者の迅速、確実な救済に逆行する改悪であるとして強く批判が上がっています。主な問題点は、検察官の抗告を全面禁止にすべきところ原則禁止とし、検察の判断で抗告できる抜け道を容認している点、再審請求人に対する証拠開示の範囲が限定的であり、現行の運用や実態に比べてかえって後退している点、証拠の目的外使用を一律禁止とし、罰則規定が設けられたことで報道や支援活動、市民による冤罪救済の取組が萎縮する危険性がある点です。今回の請願提出に当たっての添付資料、冤罪被害者とその家族の共同声明、再審法改正に関する元裁判官の共同声明は胸を打つ内容です。冤罪という国家による極めて重大な人権侵害により自由を奪われ､仕事や家庭を失い､築き上げてきた人生が全て奪われてしまう、命さえ奪われてしまうことがある。決して人ごとと捉えてはならないと思います。冤罪被害者を速やかに救済するためにも、再審法改正を国に求める意見書提出に全議員の賛同を求め、討論といたします。

○議長（坂巻重男君）　次に、請願53号について、矢澤英雄さん。

〔１番　矢澤英雄君登壇〕

○１番（矢澤英雄君）　日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、請願53号について全ての議員による採択を求めて討論を行います。

請願53号は、子供たちのより良い教育環境を求めることについて、柏中学校区義務教育学校設置計画について、保護者、地域住民及び希望する人が参加できる住民説明会開催と柏第一小学校と旭東小学校の存続を求めるものです。今回の大規模義務教育学校建設の最大の問題はその進め方です。教育委員会が昨年度視察した瀬戸市のにじの丘学園義務教育学校、建設の経過を調べました。瀬戸市は、小中学校の少子化、小規模化の中で、議会では以前から学校統廃合の議論がされてきました。２つの中学校と５つの小学校を統廃合するにじの丘学園建設につながる議論も行われ、その上で市内初の小中一貫校、にじの丘学園を新設する瀬戸市の教育アクションプランが策定されたのです。それに対する賛成、反対の意見はそれぞれあったとのこと。その中で、市と教育委員会は市民、保護者への説明と合意形成を行うため地域の自治会やＰＴＡ、各種団体との話合いを重ねたということです。これが行政としての当たり前の進め方ではないでしょうか。柏市はどうでしょう。柏中学校敷地内に建設が進められている大規模義務教育学校は、議会にも、当該校保護者や地域住民にも一切説明なく、３年前、2023年の９月議会

で市長の施政方針で示され、令和10年に開校する決定事項として学校や地域にリーフレットが配付されました。半年後の2024年３月議会には設計予算を計上、そして後追いで審議会が開かれ、2025年３月、小中一貫義務教育学校建設を含んだ柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針が策定されたのです。順序が逆ではないでしょうか。行政が大きな事業を計画、実施するときこのようなやり方が許されるでしょうか。市は、この施設一体型義務教育学校を全市に広げる方針です。請願者が求める柏中学校区義務教育学校設置計画について、保護者、地域住民及び希望する人が参加できる住民説明会開催は、市のほうから説明会を行うので、参加してくださいと積極的に呼びかけるのが行政の本来の在り方です。先ほど示しました瀬戸市議会は、予算を可決しましたが、そのとき議会は市に対して市民の理解を深めるために十分な説明を行うこととする提言書を渡しています。これが議会に求められる姿勢ではないでしょうか。議員の皆さん、この請願を不採択とすることは、市の議会軽視、市民の意思を聞かない強権的な政策決定をよしとするものです。政策の内容がよいかどうか以前の問題です。柏市議会の在り方、議員一人一人の姿勢が問われています。柏第一小学校と旭東小学校の存続も含め、全ての議員の皆さんによる採択を求めて賛成討論といたします。

○議長（坂巻重男君）　以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君）　まず、第１区分の請願54号、55号を一括して採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおりと決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第２区分の請願50号の主旨８から主旨10を一括して採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第３区分の請願52号を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成17人、反対16人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第４区分の請願51号を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成16人、反対17人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第５区分の請願53号の主旨１を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成16人、反対17人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第６区分の請願50号の主旨12を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成12人、反対21人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第７区分の請願50号の主旨７を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成11人、反対22人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第８区分の請願53号の主旨２を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成11人、反対22人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第９区分の請願50号の主旨３から主旨６、主旨11を一括して採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成９人、反対24人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第10区分の請願50号の主旨13を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成８人、反対25人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第11区分の請願50号の主旨２を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成７人、反対26人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、第12区分の請願50号の主旨１を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成１人、反対32人、よって本件は不採択と決しました。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第３、議案第43号から第52号**までの10議案を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本10議案については、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本10議案について一括して質疑を許します。質疑は３問制で行います。末永康文さん。

○25番（末永康文君）　農業委員の選任についてお尋ねします。52号ですね。この農業委員について､これどこの推薦の方で決められたんでしょうか｡と同時に前任者が退任しましたよね。そのことについてはきちんと引継ぎがされているんでしょうか。この２点についてお答えください。

○議長（坂巻重男君）　答弁、経済産業部長。

○経済産業部長（松澤　元君）　お答えいたします｡まず､推薦のお話でございますけれども、推薦につきましては利根土地改良区からの推薦でございます。

それから、引継ぎにつきましては、特にまだ決定したわけではないので、現在引継ぎ行為というのは行われていないというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　末永康文さん。

○25番（末永康文君）　なぜそれを聞いたかと申しますと、団体の推薦でこれまで農業委員がずっと選ばれてきていますよね。それが一番弊害があるんですよ。前回の農業委員の方も利根改良区で残土を運んでいる、そして違法な物が運ばれている、それは土地改良区の人だったですよね。この方も土地改良区にいた方ですよね、それは。知っていて、全部知って分かっていて、その方はまた農業委員になるんですか、その団体から選ばれて。それじゃ柏の農業が全く

よくならないんですよ。だから、私は聞いているんです、これをね。そういう団体から推薦を受けると、必ず悪さをする。そして、農業委員が本来の農業委員の任務を果たしていない、これは。農業委員が知り得た情報で補助金を優先に取っていたり、そういうことをやっている。多目的何とかという補助金制度がありますね。これも農業委員の方が単独でやれていますよね。本来農業委員の方がそういうことを2,700人いる農業者にきちんと教えて、情報を伝達したりして、きちんと周知して農業をどうするかと、今後。柏の農業を守るという立場を取るのが農業委員の立場じゃございませんか。そういうことについてはちゃんと引き継がれたり、教育がされているんでしょうか。本会議でも私農業委員について報告書もろくに書けない農業委員がいっぱいいると、そういう人は辞めてもらってほしいと、こういう話もしましたよね。そういうことも含めて教育はされているんでしょうか。

○議長（坂巻重男君）　答弁、経済産業部長。

○経済産業部長（松澤　元君）　お答えいたします。まず、団体からの推薦につきましては、これは関係法で委員を任命しようとするときはまずあらかじめそうした団体、農業者等が組織する団体に対して候補者の推薦を求めることとされておりますので、それに従っているものでございます。ただ、一方で議員おっしゃるとおり組織の活性化であったり、流動化であったり、そういった御趣旨につきましても必要な視点だと考えておりますので、引き続き適切な選考手続を通じまして、多様な人材の参入が図れるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　３問、末永康文さん。

○25番（末永康文君）　私はこれは認められません。なぜかと申しますと、農業委員が本来の農業委員の任務を果たしていないんですよ。もう農業って本当に厳しくて、どんどん、どんどん高齢化しちゃって、農業をやる人がいなくなっている。だから、私は今回本会議でも出しました。除草剤をまいている。そんなお米が明らかになっちゃったら誰も買う人いなくなるでしょう。そういう農業をしちゃいけませんよね。農業委員の方がやっているんですよ。だから、私は農業委員については、やっぱり柏の農業をどうするかって本当に考えて議論して、そして農業を活性化させる、そういう人が農業委員になってほしいんです。だけど、今言ったように旧態依然の方がその組織だから利根改良区で選ばれているんでしょう。それは改めていただきたいんですよ。それだけじゃありませんよね。区長さんがある会社に勤めている。その会社の社長さんが農業委員になっている。区長の推薦だから、自分のところの社員だから、その社員の推薦によって、区長ですから、その方が、社員が。区長の推薦によって農業委員に選任されている、こういうことを平気でやっているんですよ。何年か前に農業委員は選挙から推薦になったんです、これはね。選挙やっているときはそういうことなかったんですよ。地域でいろんなことを聞いたり、いろんなことありました。しかし、今は推薦になっているために、農協の推薦や、あるいは区長の推薦、改良区の推薦、土地改良区、利根改良区、手賀沼改良区ですね。もう全然認識がない人たちが農業になっているんですよ。これじゃ農業が本当に活性化もされないし、いいものつくれなくなるんですよ。だから、そこらについてはどのように考えているか回答ください。

○議長（坂巻重男君）　答弁、経済産業部長。

○経済産業部長（松澤　元君）　まず、選考の方法につきましては、推薦だけを基に選んでいるというわけではなくて公募もしておりますので、自薦の方も手を挙げていただくことがござ

いますし、実際今回の議案対象者を御提示する以前に我々選考会のほうにはそうした方も手挙げしてきていただいているところでございます。また、今回の議案対象者につきましては、就農後にも認定農業者となるなど意欲的に農業経営に取り組んでおられるものというふうに認識しておりますし、また地域農業の中心的役割も同時に担われている方であるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　なければ、以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本10議案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君）　これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君）　まず、議案第43号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第44号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第45号について採決いたします。

お諮りいたします。細田ひで子さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第46号について採決いたします。

お諮りいたします。橋本節夫さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第47号について採決いたします。

お諮りいたします。田辺修さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。中嶋明子さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第49号について採決いたします。

お諮りいたします。中村早苗さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第50号について採決いたします。

お諮りいたします。中谷光男さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方

は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第51号について採決いたします。

お諮りいたします。根本ゆかりさんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対の方は赤色の反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君）　次に、議案第52号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成32人、反対１人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第４、議員提出議案第１号、第２号**を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君）　提出者に趣旨説明を求めます。古川隆史さん。

〔35番　古川隆史君登壇〕

○35番（古川隆史君）　ただいま議題となりました議員提出議案第１号、第２号の議案について趣旨説明をいたします。

本２議案は、いずれも意見書でありまして、義務教育費国庫負担制度の堅持、2027年度教育予算拡充を求めるものであります。何とぞ全員の御賛同をいただけますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本２議案については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君）　議員提出議案第１号、第２号について、一括して採決いたします。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投　　票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって各議案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君）　可決されました議員提出議案の取扱いは、議長に一任願います。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第５、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙**を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、指名推選により行います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。
お諮りいたします。議長において指名することにいたし、松本寛道さんを千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたしました松本寛道さんが千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました松本寛道さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定により告知いたします。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第６、休会に関する件**を議題といたします。
お諮りいたします。
明29日から10月１日までの３日間を休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君）　以上で本日の日程は終了いたしました。
次の本会議は来る10月２日、定刻より開きます。
本日はこれにて散会いたします。

午後　３時４３分散会